

令和3年第11回 豊明市農業委員会総会議事録

1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年11月19日 午前9時30分

閉会 令和3年11月19日 正午

2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀井 敏秀	堀田 勝司	平野 普也
水谷 文和			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第48号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙1件
議案第49号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙3件
議案第50号	生産緑地法に係る農業の主たる従事者についての証明願の件	別紙2件
議案第51号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙2件
議案第52号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議の件	別紙1件
議案第53号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙2件
報告第35号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う調整の件	別紙1件
報告第36号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙1件
報告第37号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙1件
報告第38号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙4件
報告第39号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙2件

<議事の次第>

午前9時30分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第11回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は8番委員と9番委員にお願いします。欠席者は11番委員です。それでは、議案に入ります。議案第48号です。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第48号について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

譲渡理由は自営業が忙しくなり農業に従事できなくなったため、譲受理由は家族とともに農業に従事するためです。

申請地は沓掛町下ノ坪4番1、4番2、6番、7番1、7番2、沓掛町若王子23番3、23番4、24番1、24番8、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計5,900.82㎡です。

申請地の現況については、11月4日に現地確認を行ったところ、すべて田刈り取り後の状態でした。

譲受人の他の所有農地につきまして、東郷町大字春木字東前田の7筆、東郷町大字春木字道下の3筆、東郷町大字春木字四ツ塚の6筆の合計16筆と、みよし市福田町西屋敷の1筆はすべて田として管理されている状態でした。東郷町大字春木字山崎の1筆は柿、栗、桃があり畑として管理されている状態でした。

以上のとおり営農計画書のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 11月12日に7番委員と農地利用最適化推進委員及び事務局2名で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

- 議 長 同 じ く 地 区 担 当 委 員 の 7 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 7 番 委 員 5 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 同 じ く 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 4 番 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 最 4 番 委 員 5 番 委 員 、 7 番 委 員 の 説 明 の と お り 許 可 相 当 と 判 断 し ま す 。
- 議 長 他 の 委 員 の 意 見 を 求 め ま す 。
- 異 議 な し の 声 あ り
- 議 長 そ れ で は 採 決 し ま す 。 議 案 第 48 号 に 賛 成 の 方 の 挙 手 を 求 め ま す 。
- 挙 手 多 数
- 議 長 議 案 第 48 号 は 可 決 と い た し ま す 。 引 き 続 き ま し て 、 議 案 第 49 号 1 番 案 件 を 上 程 し ま す 。 事 務 局 の 説 明 を 求 め ま す 。
- 事 務 局 議 案 第 49 号 1 番 案 件 に つ い て 説 明 し ま す 。 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 農 地 転 用 許 可 申 請 の 件 で す 。
- 転 用 目 的 は 分 家 住 宅 で 、 使 用 貸 借 権 設 定 に な り ま す 。
- 申 請 者 は 、 刈 谷 市 内 の 賃 貸 住 宅 に て 夫 婦 2 人 で 暮 ら し て お り ま す が 、 子 供 の 誕 生 を 考 え 現 在 の 賃 貸 住 宅 で は 手 狭 で あ る た め 、 住 宅 の 建 築 を 考 え て お り ま し た 。 今 回 所 有 者 で あ る 父 か ら 承 諾 を 得 た こ と に よ り 申 請 に 至 り ま し た 。 申 請 地 は 栄 町 殿 ノ 山 57 番 3 、 登 記 地 目 、 現 況 地 目 は 畑 、 面 積 は 212㎡ で す 。
- 申 請 地 は 図 面 中 央 の 四 角 で 囲 ん だ 所 で 、 豊 明 市 立 栄 中 学 校 の 南 に 位 置 し ま す 。
- 次 に 農 地 区 分 に つ い て 説 明 し ま す 。 申 請 地 は 水 管 、 下 水 道 管 、 ガ ス 管 の う ち 2 種 類 以 上 が 埋 設 さ せ て い る 幅 員 4m 以 上 の 道 等 の 沿 線 の 区 域 で 、 概 ね 500m 以 内 に 2 つ 以 上 の 教 育 施 設 、 医 療 施 設 そ の 他 の 公 共 施 設 又 は 公 益 的 施 設 が あ る 区 域 に あ る 農 地 で あ る こ と か ら 、 第 3 種 農 地 に 該 当 し ま す 。 そ の た め 原 則 許 可 で き ま す 。
- 申 請 地 の 現 況 に つ い て は 、 11 月 8 日 に 現 地 確 認 を 行 っ た と こ ろ 、 み か ん の 樹 が あ る こ と を 確 認 し ま し た 。
- 続 き ま し て 土 地 利 用 計 画 に つ い て は 、 南 側 道 路 に 進 入 路 を 設 け 、 中 心 に 住 宅 の 配 置 と な り ま す 。 汚 水 雑 排 水 は 合 併 浄 化 槽 に て 処 理 し 、 南 側 道 路 側 溝 へ 排 水 し ま す 。 雨 水 は 集 水 桝 を 設 け 南 側 道 路 側 溝 へ 排 水 し ま す 。 周 圍 へ の 土 砂

等の流出を防ぐため、コンクリートブロックを施工します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありました。地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員 11月14日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。

最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第49号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第49号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第49号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第49号2番案件について説明します。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

申請者は、現在賃貸住宅にて夫婦2人で暮らしておりますが、子供の誕生を考え現在の賃貸住宅では手狭であるため、住宅の建築を考えておりました。今回所有者である祖母から承諾を得たことにより申請に至りました。申請地は阿野町惣作22番2、登記地目、現況地目は畑、面積は382㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄豊明駅から東に約700mに

位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため原則許可できます。

申請地の現況については、11月8日に現地確認を行ったところ、みかんの樹があり適正に管理されていることを確認しました。

続きまして土地利用計画については、東側道路に進入路を設け、奥に住宅の配置となります。申請地周辺は土留壁で囲み土砂等の流出のないように対策します。汚水雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに最終柵を設置のうえ、東側道路側溝へ放流します。

以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 11月15日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第49号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第49号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第49号3番

案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第49号3番案件について説明します。

転用目的は工場及び駐車場で、所有権移転になります。

申請者である法人は名古屋市昭和区の本店事務所を中心に産業用ロボットの設計製造を行う企業を株式傘下に擁しこれらグループ会社を含む所有不動産の管理を行っております。これまであま市等、名古屋近郊を中心に業務を行っていましたが、自動車製造関係を中心に需要が増え、三河方面の顧客対応拠点として、今回の申請地にて地権者との交渉がまとまったため申請に至りました。また、本工場は、愛知県尾張建設事務所建築課より技術先端型業種の妥当性について見込みありとの回答を得ています。申請地は栄町三ツ池下73番1、74番2については登記地目、現況地目は共に畑、栄町三ツ池下76番、77番1については登記地目は田、現況地目は畑、栄町内山30番2については登記地目、現況地目は共に畑、面積は合計3,202㎡です。

申請地は図面中央の四角で囲んだ所で、名鉄前後駅から南に約900mに位置します。

次に農地区分について説明します。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であることから、第3種農地に該当します。そのため許可できます。

申請地の現況については、11月8日に現地確認を行ったところ、畑として保全管理状態でした。

続きまして土地利用計画については、南西側道路に出入口を設け、西側に第1工場、北西側に第2工場の配置となります。土地造成は整地のみ行い、雨水は敷地内で透水性砕石舗装にて浸透させ、建物の樋等による雨水は、敷地内に雨水貯留槽を設け南側側溝へ少しずつ放流します。また、建物敷地周りをコンクリートブロックにて囲み、雨水の隣地への流出を防ぎます。汚水は合併浄化槽を設け道路側溝へ放流します。以上の理由から周辺農地への営農条件に支障を生ずる恐れは無いと見込まれます。また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

以上で説明を終了します。

議長

事務局より説明がありましたが、地区担当委員の3番委員の意見を求めます。

3番委員

11月14日に9番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議長

同じく地区担当委員の9番委員の意見を求めます。

- 9番委員 3番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく農地利用最適化推進委員1番委員の意見を求めます。
- 最1番委員 3番委員、9番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第49号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第49号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第50号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第50号1番案件について説明します。生産緑地法に係る農業の主たる従事者についての証明願の件です。
- 農業従事者の故障による生産緑地解除申請に伴い、これまで農業に従事していたことを証明するものです。
- 申請地は二村台一丁目30番2、30番3、30番4、30番5、30番6、30番7、30番24、登記地目はすべて畑、現況地目は生産緑地、面積は合計13,874㎡です。
- 申請地の現況については、11月12日に事務局職員が現地確認を行ったところ、ぶどうの樹はすでになく棚が残されている状態でした。
- 土地所有者の疾病故障による生産緑地解除申請ですが、所有者の方が、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であったことを証明することに、問題はないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。
- 以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。
- 7番委員 11月12日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

- 最2番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第50号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第50号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第50号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第50号2番案件について説明します。
農業従事者の死亡による生産緑地解除申請に伴い、死亡前まで農業に従事していたことを証明するものです。
申請地は西川町笹原18番1、登記地目は畑、現況地目は生産緑地、面積は997㎡です。
申請地の現況については、11月12日に事務局職員が現地確認を行ったところ、畑として管理されている状態でした。
土地所有者の死亡による生産緑地解除申請ですが、申請書類などからも、所有者の方が生前、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であったことを証明することに、問題はないと思われまますので、ご審議のほどお願いします。
以上で説明を終了します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員の意見を求めます。
- 7番委員 11月12日に農地利用最適化推進委員と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 同じく地区担当農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。
- 最2番委員 7番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第50号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第50号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第51号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第51号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

 法人の新規申請が1件、個人の新規申請が1件で合計2件となります。1番の間米町爛坂の借受人については、新規就農となりますので借受人について説明いたします。

 法人の代表取締役の方は、現在自己所有地の宅地300㎡にて露地野菜を栽培し、昨年度よりJA産直にて農産物を出荷しています。今回、規模拡大のために豊明市農地バンクにおいて、農地の借受希望があり、申請に至りました。農地を借りることを契機に、株式会社を設立しています。現在は1人ですが、来年4月には代表取締役の娘さんが現在のお仕事を辞められ、就農することが決まっております。お二人は、JAアグリスクールなどにも積極的に参加されており、事務局は新規就農計画を認め、今回の申請を受けております。場所につきましては12頁、面積は386㎡、貸付期間は5年で賃貸借契約となります。

 続きまして、2番の間米町純堀の借受人については、農家証明の発行要件を満たしている方となり借受要件に問題はありません。場所につきましては13頁、面積は1,597㎡、貸付期間は1年で使用賃貸借契約です。

 以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

 異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第51号に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第51号は可決いたします。引き続きまして、議案第52号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議の

件についてご説明します。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」とは農業経営基盤強化促進法第6条により市町村の策定が義務付けられており、認定農業者・認定新規就農者制度を運用するものとあります。農業経営基盤強化促進法についての説明は、資料右側となります。この法律は、平成5年に制定されたとありますが、元の法律は昭和55年制定の農用地利用増進法というものになり、平成5年に全部改正され現在の法律名になっています。この農業経営基盤強化促進法ですが、右囲み枠にあります「効率的かつ安定的な農業経営」を育成する。ということとなっています。この方針は、他産業並みの労働時間で所得も確保できることを目標としています。

具体的に定めていることは、①認定農業者制度、認定新規就農者制度と②利用権設定等促進事業です。

これらの法的枠組みが設けられていますが、①の制度は、県や市町村が計画を策定しなければ、運用することができません。都道府県は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を策定し、また、市町村は都道府県の策定する基本方針に即して「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定するとなっています。

愛知県が令和3年4月1日に基本方針を改定したことに基づき、市の基本構想も改定することになったものです。県でこの基本構想の変更について方向性は示されており、市において現在改定作業中です。本議案では改定方針をお示ししますので、内容について問題ないかの審議をお願いします。

議長 事務局より説明がありました。委員の意見を求めます。

7番委員 基本構想の目標年度が令和12年度とありますが、過去にもこの様な目標があった訳ですよね。成果はどの様になっていますか。

事務局 年度毎の細かなチェックはしていませんが、認定新規就農者に対しては3年目にチェックしています。その時に目標に達していない場合は、愛知県の普及課、JA 及び豊明市にて改善策を指導しています。法人組織は目標は達成していますが、個人の方、特に新規就農者は難しい部分もあるかと思えます。

ただ、目標に達しなかったからと言ってペナルティがある訳ではないので、難しいところではありますが、国としては、目標を掲げなさいということになっています。

議長 成果物は示せるのですか。

事務局 現在は作成中ですので、完成しましたらお示しできます。

議 長 目標とする数字は県下統一ですか。

事務局 県で統一しています。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 示された指標は努力目標と受け取ってもらえれば良いかと思われま。それでは採決します。議案第52号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第52号は可決といたします。引き続きまして、議案第53号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号1番案件について説明します。

変更目的は車両置場です。

申出者である法人は、大久伝町中(今回申請地西側隣接地)にて土木建設運搬事業を行っております。昨今の運送業の需要増加に伴い、事業拡大を進めていくために、新たな車両置場を探す必要があり、今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は大久伝町中26番1、登記地目、現況地目はすべて田、面積は合計2,609㎡です。

申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から東に約1kmに位置します。

続いて農振農用地の除外5要件について説明します。農用地区域内の土地を農用地区域から除外するには、すべての要件を満たし、かつ市町村が地域農業の振興に支障がないものと認めた場合に限られます。

第1号要件は農用地等以外に供することが適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないことです。申出者の事業に関する需要の増大に伴い、新たな車両置場を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地は市街地に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であることから、第2種農地に該当することから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申出者の利用状況及び事業計画書より、大型車両用駐車場15台分の確保が必要であると認められることから、除外面積は過大ではないと判断しました。他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

第2号要件は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれ

がないことです。申出地の除外後に残る南東側の農用地は30aに満たないため、集落介在地として、農業振興地域整備計画の全体見直しにおいて除外するため支障はないと判断しました。

第3号要件は、効率的かつ安定的な担い手・認定農業者等の農業経営を営む者の農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

第4号要件は、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないことです。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

第5号要件は、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していることです。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断します。

以上で説明を終了します。

- 議 長 事務局より説明がありました。委員の意見を求めます。
- 1番委員 今回、車両置場となりますが、隣地の農地の方は承諾していますか。
- 事務局 隣地承諾書は頂いております。
- 1番委員 もう1点お伺いしたいのですが、南側の住宅の方々なのですが、会社が大きくなると騒音が心配されるのですが。
- 事務局 騒音の基準等はございますので、そういったことが起きれば、環境課にご一報いただければと思います。
- 1番委員 すみませんもう1点お願いします。20tクラスの重機が出入りすることになりますが、西側の道路の舗装が痛んでいますが、新たに出入り口を設置すると、その部分も道路が傷んでしまうのではないかと心配します。
- 事務局 出入り口部分に関しては、今後土木課と協議していくこととなります。
- 議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第53号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

 挙手多数

議 長 議案第53号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第53号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号2番案件について説明します。
 変更目的は駐車場です。

 申出者である法人は、本社である沓掛町神明にて建設現場での仮設足場の架設及びレンタルを行っております。現在駐車場と資材置場が混在しており、また、業績が回復しつつあり従業員も増員するため、新たな駐車場を探す必要があります。今回所有者からの承諾を得たことから申出に至りました。申出地は沓掛町明和8番1、登記地目は田、現況地目は畑、面積は合計1,200㎡です。

 申出地は図面中央の四角で囲んだ所で、豊明市役所から北東に約2.5kmに位置します。

 続いて農振農用地の除外5要件について説明します。

 第1号要件です。申出者の事業に関する人員の増加に伴い、新たな駐車場を確保する必要があることから、本施設の設置は不要不急ではないと判断しました。農地区分については、申出地はおおむね10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地に該当します。申出者の事務所が道路を挟んで北東に位置し、本申出は申出地以外に事業を完結する土地がなく、他の土地に変えて目的を達成することができないことから、農地法第5条の転用許可に支障はないものと判断しました。申出者の利用状況及び事業計画書より、駐車場29台分の確保が必要であると認められることから、除外面積は過大ではないと判断しました。他の関係法令として、特定都市河川浸水被害対策法がありますが、豊明市の担当部局を通じて許可の見込みがあることを確認済みです。

 第2号要件です。申出地の現状は畑であり、除外後に残る南側農用地の連続性は確保されることから、周辺農地の農作業の効率性に支障はないと判断しました。

 第3号要件です。申出地は担い手が現に利用しておらず、今後も利用する計画はありません。

 第4号要件です。申出地内において排水路等の変更を行わないことから、土地改良施設の機能に支障はないと判断しました。廃止予定である申出地内の給水栓については、廃止届の提出を求めます。

 第5号要件です。議案書の備考欄に記載がありますように、農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しています。

 以上のことから、除外について事務局としてはやむを得ないものと判断しま

す。

以上で説明を終了します。

議 長 事務局より説明がありましたが、委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第53号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第53号2番案件は可決いたします。引き続きまして、報告第35号、第36号、第37号、第38号、第39号について説明願います。

事務局 ここからは報告案件となります。報告第35号について説明します。

変更目的は区画整理事業のための市街化区域編入です。

市街化区域の線引き変更に伴い、農業振興地域が縮小されます。この案件は都市計画法に基づき、農林水産省東海農政局と愛知県都市計画審議会において協議を進めてきた案件であるため、議案ではなく報告案件となります。なお農業委員会における手続きについては尾張農林水産事務所に確認を行っているため問題ありません。

申出地は間米町廻渡1901番外164筆、登記地目は田、畑、用悪水路、公衆用道路、現況地目は田、畑、雑種地、用悪水路、公衆用道路、面積は合計102,085㎡、約10.2haです。なお全体の編入面積は合計20.5haです。

(場所につきましては、25頁の地図をご覧ください。)申請地は太枠で囲んだ所で、豊明市役所から北西に約2kmに位置します。

土地利用の概要について説明します。

申出地は、三方を市街化区域に囲まれた市街化調整区域です。現況の土地利用は、黒部川より東側は古くからの集落地で入り組んだ狭隘(きょうあい)道路に沿って宅地化が進んでおり、黒部川より西側は大部分が平成19年度完了の間米地区土地改良事業により整備された農地となっていますが、現状は部分的に耕作放棄地や宅地がみられます。

事業の必要性と地区の選定理由について説明します。

全国的な少子高齢化が進む中、豊明市内の人口も将来的に減少が見込まれます。第3次豊明市都市計画マスタープランでは、人口流出を防ぎ転入人口を増やすための施策を講じることにより、利便性の高い鉄道駅周辺や市役所周辺区域を中心に、人口や都市機能の集積を高めていくこととしていますが、利便性の高いエリアにおいては市街地が不足している状況にあります。

申出地は名鉄前後駅から1km圏内に位置し、利便性が高く、市街化区域に

隣接していることから、その立地特性を活かした市街化形成が求められています。

以上の理由から、土地区画整理事業によって計画的な住居系市街地の形成を図るため、令和4年3月に区域区分を変更し市街化調整区域から市街化区域に編入するものです。

続いて報告第36号、第37号、第38号、第39号について説明

議 長 以上のとおり、第36号、第37号、第38号、第39号は専決事項として事務局で受理しています。

議 長 それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。